

# 鹿児島県読書バリアフリー計画

(鹿児島県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画)

【概要版】

## I 計画策定の趣旨など

### 1 策定の趣旨と背景

障害の有無に関わらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

本計画は、令和元年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）を受け、令和2年に出された国の基本計画「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を勘案し、本県では初めて策定するものです。

### 2 計画の目的及び位置付け

#### (1) 目的

この計画のもと、視覚障害者等の読書バリアフリー環境を実現する施策を推進し、障害者の社会参画の更なる推進と共生社会の実現を目指します。

#### (2) 位置付け

読書バリアフリー法第8条第1項に基づき、「鹿児島県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として位置付けます。

#### (3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和9年度までとします。

#### (4) 計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項において定義されている視覚障害者等（視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者等）とします。

#### (5) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題

読書は、乳幼児・青年期から高齢期の生涯にわたって個人の学びや成長を支えるものであり、教育や就労を支える上でも重要な活動です。

県立図書館では、視覚障害者等が利用しやすい書籍等障害者が必要とするサービスの普及や読書環境の整備に努めています。また、鹿児島県視聴覚障害者情報センター（以下、「情報センター」という。）では、点字図書及び録音図書などの製作・貸出や製作した図書データのサピエ図書館への提供等に取り組んでいます。

しかしながら、本県においては視覚障害者等が利用しやすい書籍等が十分普及しているとは言えず、併せて、関係機関の取組が十分に周知されていないことから、サービスが十分に行き届いていない状況があります。

## II 基本的な方針

- 1 アクセシブルな電子書籍※1等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- 2 アクセシブルな書籍※2等の量的拡充・質の向上
- 3 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

## III 施策の方向性

(下線部分は、鹿児島県で取り組む重点項目)

- 1 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備
  - (1) アクセシブルな書籍等の充実
  - (2) 円滑な利用のための支援の充実
- 2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
  - (1) 情報センター及び県立図書館を中心とした視覚障害者用のシステムの周知
  - (2) 視覚障害者等用のサービスの情報提供（広報等）
  - (3) 障害者サービスを推進するための関係職員への情報提供や研修の実施
- 3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
- 4 端末機器及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援
- 5 製作人材・図書館サービスの人材の育成等
  - (1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上
  - (2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の育成

### <参考>

※1 アクセシブルな電子書籍：視覚障害者等が利用しやすい電子書籍

(例) 音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブックなど

デイジー図書：アクセシブルな情報システムのこと。特徴としては、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことなどができる。

(音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジー等)

※2 アクセシブルな書籍：視覚障害者等が利用しやすい書籍

(例) 点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、布の絵本、LLブックなど

LLブック：読むことに困難を伴いがちな成人等を対象に、生活年齢にあった内容を、わかりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本